

横浜港 BCP（感染症対策）協議会 規約

（名称）

第 1 条 本協議会は、「横浜港 BCP（感染症対策）協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 この協議会は、深刻な流行のおそれのある感染症が発生した場合に、感染者の拡大によって港湾機能が低下することによる国民生活や社会経済への影響を最小限にすべく、横浜港における行政機関及び関係団体が相互に連携を図り、横浜港で感染者が発生、または感染の疑いのある船員等が乗船した船舶が入港する時に、港湾機能の維持や復旧、他港との連携また感染症流行中に災害が発生した場合の対応等について事前に必要な事項を協議し、感染症対策を要する事態が発生した時には各機関が連携して的確な対応を行うことを目的とする。

（業務）

第 3 条 協議会は前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）横浜港 BCP（感染症編） 策定
- （2）横浜港 BCP（感染症編） 改善・見直し
- （3）事前対策の推進・進捗管理
- （4）訓練の実施
- （5）その他本会の目的を達成するために必要と認められる事項

（構成）

第 4 条 協議会は、別紙に掲げるとおり「港湾 BCP による協働体制構築に関する横浜港連絡協議会」の会員に加え横浜港に関連する医療関係および船舶運航関係も含めた団体等で構成する。ただし、必要に応じて別紙以外の関係機関、団体等を追加することができるものとする。

（組織）

第 5 条 協議会に会長をおく。

- （1）会長は、会員の互選により充てるものとする。
- （2）会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

（事務局）

第 6 条 協議会の事務局は、関東地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課及び横浜市港湾局の共同事務局とする。

(アドバイザー)

第7条 協議会では必要に応じて有識者によるアドバイザーの出席を求め、目的達成に向けた助言等を得ることができる。

(会議の開催)

第8条 協議会は会長が必要に応じて招集し、会員の過半数の出席をもって開催することができる。

また、会長が必要と認めたときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会員の代理)

第9条 会長は、会員から申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

(部会)

第10条 協議会は、特定又は専門的な事項の検討を行うための部会を置くことができる。

2. 部会長は、委員の互選により充てるものとする。
3. 部会に属すべき委員は部会長が指名する。
4. 部会長は、部会の事務を総理する。
5. 部会は、部会長が必要に応じて招集する。部会長は、必要に応じて部会員以外の者を出席させることができる。

(規約の改正)

第11条 この規約は、必要に応じて改正できるものとし、会員の過半数の承認をもって適用される。

(その他)

第12条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議会で協議のうえ、これを定める。

附則 この規約は、令和5年4月から施行する。